

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性社員を含めた全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、
次のように行動計画を策定する。

計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

内 容

＜女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に係る数値目標＞

管理職(課長級以上)に占める女性労働者の割合を10%以上にする。

■目標1:女性管理職比率の向上

＜取組内容＞

令和8年4月～

- ・キャリア形成に関する情報の提供
- ・ライン管理職に対し、評価の意義や方法、部下のキャリア形成について改めて指導し、部下のキャリアと目標について共に考えるよう促す。

■目標2:将来を見据えた管理職候補層の育成

＜取組内容＞

令和8年4月～

- ・若手従業員を対象としたキャリアアップ研修の実施。
- ・主任・課長代理層を対象とした研修の実施。